

自然再生プロジェクト推進制度について

～多様な主体による自然再生の推進を目指して～

1 背景とねらい

丹沢大山自然再生委員会（以下「委員会」）は、今、危機にある丹沢の自然環境を守り再生するために、県などの行政や自然環境の専門家、団体、企業など多様な主体が参加し、自然再生事業とその評価に取り組んでいます。

しかし、今後、各主体が自然再生事業を行うためには、事業を行う場所や資金等の確保、各種法令への対応など多くの課題があります。

このため、委員会は「自然再生プロジェクト推進制度」を創設して、自然再生事業のしくみを明確化し、多様な主体の協働による自然再生事業の推進と社会的な認知を図ることとしました。

2 制度の概要

委員会は、委員が単独又は他の委員等と協働して、丹沢大山自然再生基本構想に則って取り組む自然再生事業を、自然再生プロジェクト（以下「プロジェクト」）として登録し、プロジェクトの順応的な実施を図ります。

- (1) プロジェクトの主体となる委員は、県や関係者との事前調整を経て、プロジェクトの計画等を委員会に申出
（県は、事前調整の段階で県計画との整合や法令への適合を確認）
- (2) 委員会は、申出の内容について丹沢大山自然再生基本構想との整合や実行可能性を確認し、プロジェクトとして登録
- (3) プロジェクトの主体は、他の委員等が参加する運営会議を設置するなど、委員会と連携を図りながら、他のプロジェクトと協調して事業を実施
- (4) プロジェクトの主体は、計画と実施状況を委員会に報告し、委員会の助言と評価を受けて計画を見直ししながら順応的にプロジェクトを推進

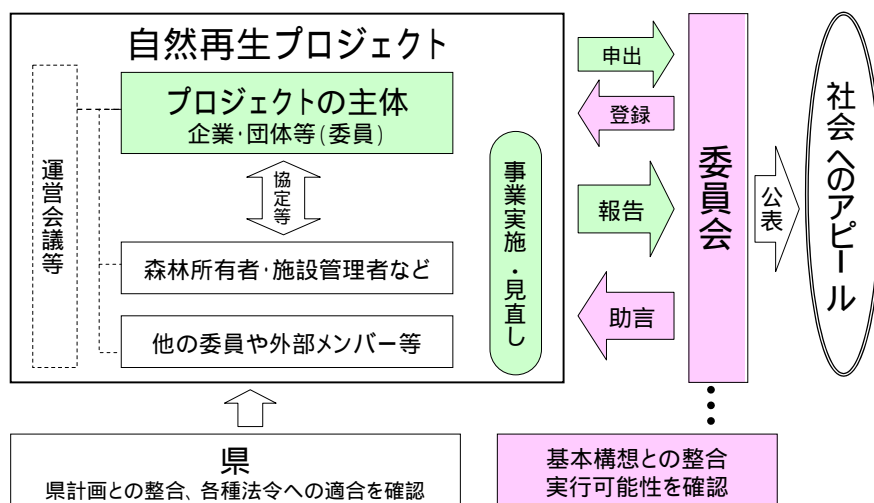


図1 自然再生プロジェクト推進制度のしくみ

3 委員会の役割

委員会は、事前調整、実施、報告、見直しの各段階で、プロジェクトの主体を支援します。

(支援の内容)

- ・事業場所の確保や他の主体との協調連携等のコーディネート
- ・プロジェクトに設置する運営会議等への委員の参加
- ・プロジェクトと連携した事業報告会の開催
- ・委員会のホームページなどによる情報発信
- ・プロジェクト計画の見直しに向けた助言と評価

4 今後の展開

自然再生事業のしくみを明確化することによって、企業や団体などの協働の可能性が大きく広がり、新たな企業等の参画も含めて、多様な主体による丹沢大山自然再生の取組の促進が期待されます。

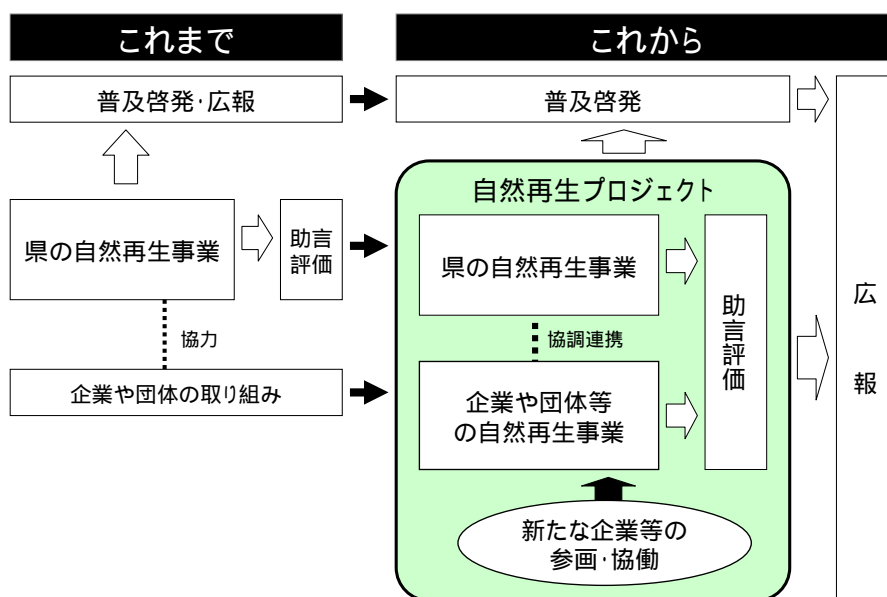


図2 自然再生プロジェクトの展開イメージ